

参考資料

○県内市町村における差別解消条例の制定状況 制定済 (35 全市町村)

| | 市町村 | 条例名 | 施行月 |
|----|------|------------------------------|---------|
| 1 | 山形市 | 山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 | H29. 4 |
| 2 | 米沢市 | 米沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | H31. 4 |
| 3 | 鶴岡市 | 鶴岡市障害を理由とする差別解消の推進に関する条例 | R 2. 4 |
| 4 | 酒田市 | 酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 2. 4 |
| 5 | 新庄市 | 新庄市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 3 |
| 6 | 寒河江市 | 寒河江市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 5. 4 |
| 7 | 上山市 | 上山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 3 |
| 8 | 村山市 | 村山市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 12 |
| 9 | 長井市 | 長井市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | H31. 4 |
| 10 | 天童市 | 天童市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 4. 4 |
| 11 | 東根市 | 東根市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 | R 元. 6 |
| 12 | 尾花沢市 | 尾花沢市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 3 |
| 13 | 南陽市 | 南陽市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 4 |
| 14 | 山辺町 | 山辺町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 5. 4 |
| 15 | 中山町 | 中山町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 | R 3. 12 |
| 16 | 河北町 | 河北町障がいのある人もない人も共に暮らせるまちづくり条例 | R 2. 4 |
| 17 | 西川町 | 西川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 9 |
| 18 | 朝日町 | 朝日町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 5. 3 |
| 19 | 大江町 | 大江町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 5. 3 |
| 20 | 大石田町 | 大石田町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 4. 4 |
| 21 | 金山町 | 金山町共に障がいのある人もない人も生きるまちづくり条例 | R 3. 4 |
| 22 | 最上町 | 最上町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 4. 3 |
| 23 | 舟形町 | 舟形町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 4 |
| 24 | 真室川町 | 真室川町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | H30. 12 |
| 25 | 大蔵村 | 大蔵村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 3. 4 |
| 26 | 鮎川村 | 鮎川村障がいのある人もない人も共に生きるむらづくり条例 | R 4. 4 |
| 27 | 戸沢村 | 戸沢村障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 2. 9 |
| 28 | 高畠町 | 高畠町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 2. 4 |
| 29 | 川西町 | 川西町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | H29. 6 |
| 30 | 小国町 | 小国町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 2. 4 |
| 31 | 白鷹町 | 白鷹町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 2. 4 |
| 32 | 飯豊町 | 飯豊町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | H29. 12 |
| 33 | 三川町 | 三川町障害を理由とする差別解消の推進に関する条例 | R 3. 3 |
| 34 | 庄内町 | 庄内町障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例 | R 4. 4 |
| 35 | 遊佐町 | 遊佐町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例 | R 4. 4 |

※ 令和5年4月1日に県内全市町村が条例施行

R5. 6 現在障がい福祉課調べ

○県内市町村における手話言語条例の制定状況

制定済 (2市2町)

| | 市町村 | 条例名 | 施行月 |
|---|-----|---|-------|
| 1 | 新庄市 | 新庄市手話言語条例 | R3.12 |
| 2 | 長井市 | 長井市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の利用推進に関する条例 | R6.4 |
| 3 | 中山町 | 中山町手話言語条例 | R3.12 |
| 4 | 高畠町 | 高畠町手話言語条例 | R6.4 |

R7.7 現在障がい福祉課調べ

相談事業について

(1) 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口を障がい福祉課内に設置し、職員が相談者への助言や関係者間の調整などを行っています。

障がいを理由とする差別に関する相談

電話 023-630-3303 FAX 023-630-2111
月曜日～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始除く)

- 内閣府においても相談窓口を設置し、障害者差別解消法に関するご相談を適切な相談機関と調整し、取り次ぎ等を行っています。

つなぐ窓口

電話 0120-262-701
週7日 10:00～17:00(祝日・年末年始除く)
メール info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

(2) 身体障害者相談員・知的障害者相談員

- 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づき市町村から委嘱を受け、地域の障がい者が日常生活を送る上でのさまざまな相談に応じ、更生に必要な援助を行っています。

(3) 障がい者 110 番事業

- 障がい者が自立し豊かで安定した生活ができるよう支援するための相談窓口を、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会内に設置し、専任相談員が対応しています。

障がい者110番専用ダイヤル

023-687-5333(電話・FAX 兼用)
月曜日～金曜日 8:30～17:00(祝日・年末年始除く)

はじめよう!

のうふくれんけい
農福連携

ノウフク

今、おこなっている農作業 障がい者施設にお願いしてみませんか？

いろんな農作業を行っています。

水稻苗運び、苗箱洗い／野菜の収穫、除草、出荷作業
果樹の摘果、収穫、出荷作業、剪定枝集め／各種箱作り

など



おすすめポイント・

- ①まずは**作業体験会を開催**し、不安解消
- ②障がい者施設の**職員が農作業に同行**し、サポート
- ③農作業委託に必要な農作業の細分化、難易度評価など、
農福連携推進センターが**アドバイス**

農家さんの声

「はじめは不安でしたが、一生懸命に作業をしてくれて助かっています。今ではなくてはならない戦力です」



まず一度「山形県農福連携推進センター」へご相談ください！

村山・最上・置賜地域 023-630-2203 (県健康福祉部障がい福祉課内)

庄内地域 0235-66-2174 (庄内総合支庁地域保健福祉課内)

※農福連携とは…障がい者等が農業分野で仕事をすることを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組です。障がい者等の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、農業分野の新たな働き手の確保につながる可能性もあります。



やまがたアートサポートセンター 「5・5・5」とは？

2016年から山形県の事業として「やまがた障がい者芸術活動推進センター」を立ち上げ、
2020年からは、山形県障がい者芸術文化活動普及支援事業「やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら」として
障がいのある方の芸術文化活動のさらなる充実のため、下の5つの事業に取り組んでいます。
山形県内各地域の活動に寄りそい、様々な人材と連携しながら、山形県全体での芸術活動の
促進と普及を目指します。この活動によって、多様性における理解を深め、新たな価値づくりを支援し、
互いを尊重し理解しあえる地域の包容力を高めるべく取り組んでいきます。



どんなことをしているの？

つくる、つなぐ、つたえる

①相談支援

表現への思いをつなぐ

表現活動を始めたい、作品を発表したいなど、山形県内の障がいのある方の芸術文化活動に
関しての相談支援を行います。寄せられた相談内容に応じて、訪問調査や他の機関や専門家
への橋渡しなども行っています。



まるく、つないでいます。

②人材育成

「気づき」の場をつくる

トークイベント、研修会、ワークショップ等、
実践を交えて学んでいく人材育成プログラムを企画・運営しています。
福祉の分野だけではなく、芸術文化等の分野とも連携して、
関係する人口が増えるよう、実践を行います。



③関係者の ネットワークづくり

人と人、活動と活動をつなぐ

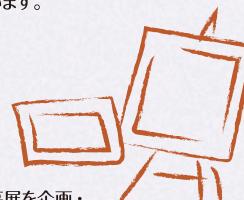
芸術文化活動を実践している障がいのある個人、団体、芸術文化団体、専門家、
行政機関等と連携し、各地域内または地域を越えたネットワークづくりを行っています。
情報交換や意見交換を行う様々な機会をつくっています。



④発表等の機会の創出

表現と交流の場をつくる

ぎゃらりーら・ら・らや県内各地域での展覧会や公募展を企画・
運営し、表現を発表する機会をつくりています。同時に、表現の発表機会のあり方や
展覧会の固有の価値を問い合わせ、高めていきます。



⑤情報収集・発信

活動をみつけ、つたえる

芸術文化活動を実践している障がいのある
個人・団体について、調査を実施し、実態把握を行うとともに、
作品の発掘や作者情報の収集、記録を行い、ウェブサイト、展覧会等による
発信を行います。



詳しいお問い合わせは

やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら / 社会福祉法人愛泉会 ぎゃらりーら・ら・ら
〒990-0033 山形市諏訪町一丁目2番7号 TEL: 023-674-8628 FAX: 023-664-2118

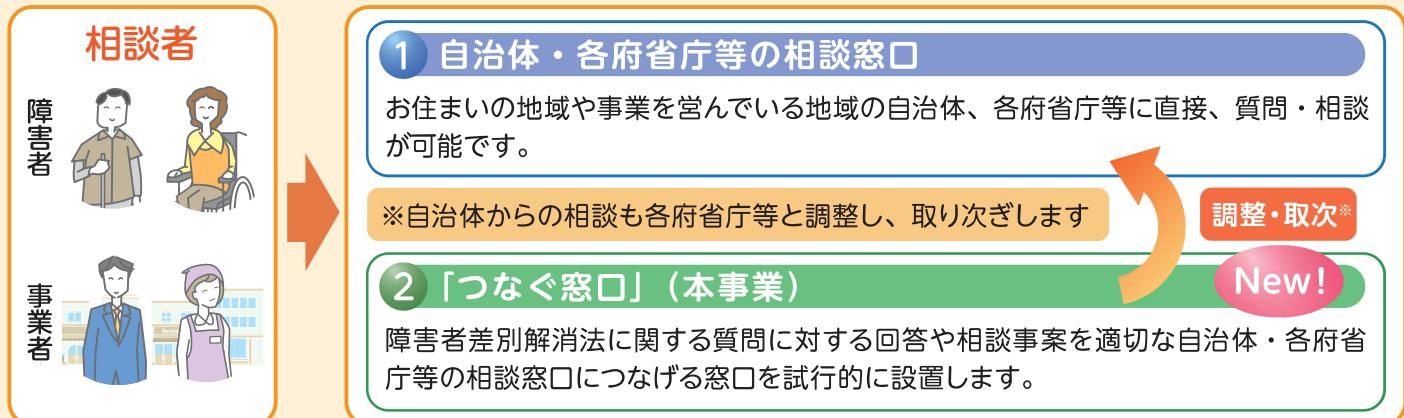
やまがたアートサポートセンター ら・ら・ら
y-aisenkai.com/info/lalala/

令和5年10月16日(月)から 障害者差別に関する相談窓口の試行事業

「つなぐ窓口」がスタート！

本事業の相談窓口は、障害者差別解消法に関するご相談を
適切な相談機関と調整し、取り次ぎします

■ 障害を理由とする差別に関する相談窓口 ■



① 自治体・各府省庁等の相談窓口

お住まいの地域、事業を営んでいる地域の自治体や各府省庁等が相談窓口を設置しています。自治体・各府省庁等の相談窓口では、障害を理由とする差別に関する相談や、事案終結に向けた関係機関との調整を行っています。

② 「つなぐ窓口」(本事業)

障害者差別解消法に関する質問に回答すること及び障害を理由とする差別に関する相談を適切な自治体・各府省庁等の相談窓口に円滑につなげるための調整・取次を行うことを目的に、令和5年10月から令和7年3月まで、試行的に設置します。

■ こんな方におススメ！ ■

- どこの相談窓口に相談すれば良いか分からず。
- 過去に相談した際に、相談先から別の相談先を紹介されることが繰り返されて、結局相談できなかった。
- 平日は学校・仕事で今まで相談ができなかつたが、まずは話を聞いてみたい。
- 障害があるので、お店に配慮やお願いしたいことがあるが、どうすれば良いか分からない。
- 障害をお持ちの方への合理的配慮の提供について、何をすれば良いか分からない。等

●事業に関するお問い合わせ



内閣府政策統括官
(政策調整担当)付
障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
中央合同庁舎8号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

ホームページ：

<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

●障害を理由とする差別に関する試行相談窓口

●試行期間：令和5年10月16日～令和7年3月下旬

●連絡先

電話相談：0120-262-701

10:00-17:00 週7日（祝日・年末年始除く）

メール相談：

info@mail.sabekai-tsunagu.go.jp

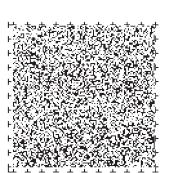
その他のご連絡：

sabetsu-kaisyo@nttdata-strategy.com

●調査受託事業者：株式会社 NTTデータ経営研究所

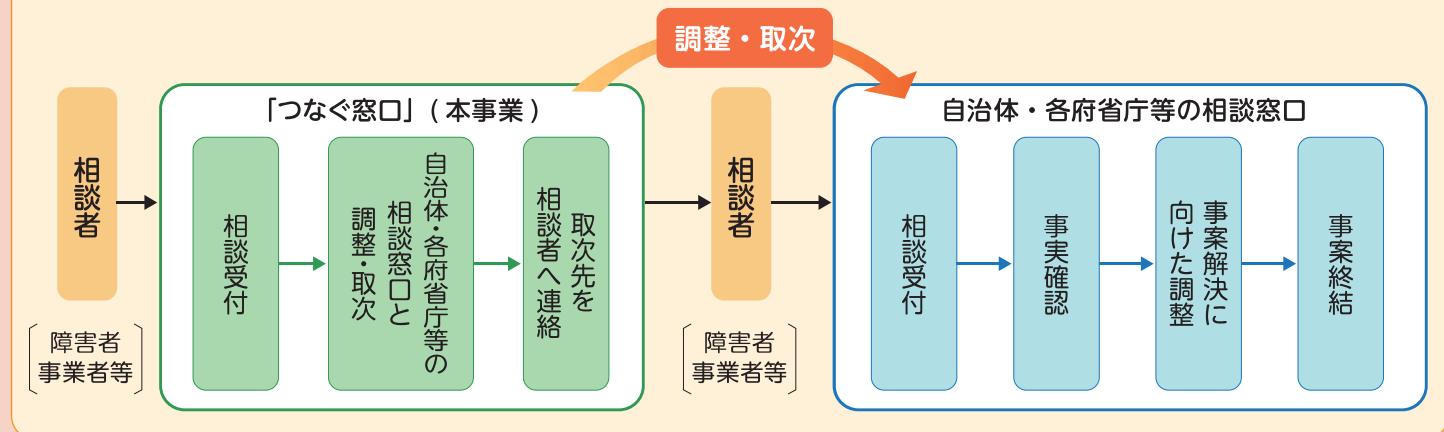
●コールセンター運営事業者：株式会社 AI サポート

お気軽にご相談ください！



■「つなぐ窓口」による相談対応の基本的な流れ ■

「つなぐ窓口」で相談を受け付けた後、「つなぐ窓口」で適切な自治体・各府省庁等の相談窓口と調整を行い、事案の取次を行います。取次が済み次第、相談者へ取次先の相談窓口の情報を連絡します。相談者が、取次を受けた自治体・各府省庁等の相談窓口に連絡を行うと、その後は自治体・各府省庁等の相談窓口が取り次がれた相談内容を踏まえて、事実確認や事案解決に向けた調整を行います。



※本事業の「つなぐ窓口」と自治体・各府省庁等の相談窓口は連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。

障害者差別解消法について

法の考え方

障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁（バリア）を取り除くことが重要との考え方の下、法は、障害者に対する「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対して、差別の解消に向けた具体的な取組を求めていきます。（詳細な内容は参考情報を参照）

※令和6年4月から事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されます。

障害者差別解消法の対象

障害者

障害者手帳をお持ちの方に限りません。**社会的障壁により多くの制限を受けている全ての方が対象です。**

事業者

商業その他の事業を行う企業や団体、店舗等であり、同じサービスを反復継続しているものを表します。
営利／非営利、個人／法人は問いません。
※「事業者」に該当するもの（一例）
株式会社、社団法人、NPO、医療機関、教育機関、個人のボランティア活動等

分野

教育、医療、福祉、公共交通等、全般的に対象となります。ただし、雇用、就業関係は対象外となります。

本事業で取り扱う個人情報について

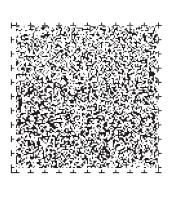
本事業では、障害を理由とする差別に関する相談を適切な機関に取り次ぐために、相談者の氏名や性別、お住いの地域、ご連絡先、障害の種別、差別と思われる事案の概要等を伺います。伺った情報はご本人の同意に基づき記録を行い、ご本人の同意の上で、取次先の自治体や国に提供いたします。また、個人が特定されないよう概略化した上で集計を行い、今後の障害を理由とする差別の解消に向けた施策の立案に活用いたします。個人が特定される情報が外部に公開・共有されることはありません。

個人情報は、調査受託者である NTT データ経営研究所の監督の下、コールセンターを運営する株式会社 AI サポートにて管理を行います。

NTT データ経営研究所：プライバシーポリシー：
(<https://www.nttdata-strategy.com/information/policy/>)

参考情報

リーフレットは以下の QR コードからダウンロード可能です。



障害者差別に関する相談窓口の
試行事業「つなぐ窓口」が
スタートします！



令和6年4月1日から
合理的配慮の提供が
義務化されます！



ヘルプマークを知っていますか？

援助が必要な方のためのマークです。



外見からは分からなくても援助が必要な方がいます。
このマークを見かけたら、電車内で席をゆずる、
困っているようであれば声をかける等、
思いやりのある行動をお願いします。

山形県は、ヘルプマークの普及に取り組んでいます



配慮を必要としている方のための 「ヘルプマーク」の普及に取り組んでいます。

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からずの方がいます。そうした方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう、「ヘルプマーク」を作成し、普及に取り組んでいます。

バス・電車の中で、席をお譲りください。

外見では健康に見えても、疲れやすかったり、つり革につかまり続けるなどの同じ姿勢を保つことが困難な方がいます。また、外見からは分からずいため、優先席に座っていると不審な目で見られ、ストレスを受けることがあります。

駅や商業施設等で、声をかけるなどの配慮をお願いします。

交通機関の事故等、突発的な出来事に対して臨機応変に対応することが困難な方や、立ち上がる、歩く、階段の昇降などの動作が困難な方がいます。

災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

視覚障害者や聴覚障害者等の状況把握が難しい方、肢体不自由者等の自力での迅速な避難が困難な方がいます。

- 山形県では、下記の場所でヘルプマークを必要とする方に配布します。
(平成30年9月から配布開始)

◎ 山形県 健康福祉部 障がい福祉課

◎ 山形県 各総合支庁

　　村山総合支庁 地域健康福祉課

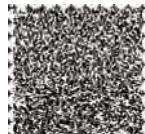
　　最上総合支庁 地域保健福祉課

　　置賜総合支庁 地域保健福祉課

　　庄内総合支庁 地域保健福祉課

◎ 各市役所・各町村役場 障がい福祉担当課 ほか

(問合せ先) 山形県 健康福祉部障がい福祉課 障がい者活躍推進担当／電話 023-630-2293



「山形県ふれあいパートナーシップ企業」に登録しませんか？

皆様の応援が 障がい者の活躍の場を広げます

山形県では障がいのある方の工賃向上や障がい者施設の生産活動の売上増加に向けて連携・協力いただける企業を募集しています！

企業の皆様



障がい者施設



社会貢献

ご登録企業には

- 「登録証」を交付します
- 登録企業名と取組内容を県ホームページや広報誌で紹介します



障がい者施設って？

一般企業での就労が困難な障がいのある方が通う障害福祉サービス事業所です。



内職作業

どんなことをしてるの？

障がいの方はいろいろなお仕事をして「工賃」を受け取っています。



清掃作業

こんなお仕事をしています！

- お菓子の製造
- 雑貨の制作
- 内職作業
- 清掃作業 などなど

障がい者施設の活動を 応援しませんか？

例えばこんなこと！／

- 障がい者施設に箱の組立や敷地内の清掃などの仕事を発注
- 店舗内やイベント等に障がい者施設が出店
- 社内の従業員向けに、障がい者施設が作ったお菓子などの注文を斡旋



店舗前での販売会



お菓子や野菜、雑貨などを販売します

登録をご希望される場合は、登録申込書によりお申込みください。

※様式は県ホームページに掲載しております。

https://www.pref.yamagata.jp/090004/kenfuku/shogai/shuro/shuuroshien/fureai_partnership.html



登録の対象

県内に事務所若しくは活動拠点を有する企業・法人・団体等

お問合せ

募集・登録申込について

山形県共同受注センター

TEL 023-616-7188

〒990-0039 山形市香澄町三丁目 2-1 山交ビル 8 階
(山形県経営者協会内)

制度全般について

山形県健康福祉部障がい福祉課
障がい者活躍・賃金向上推進室

TEL 023-630-2293

〒990-8570 山形市松波 2 丁目 8-1

福祉のチカラでお手伝い！

障がい者施設に 仕事を依頼 してみませんか？

どんな仕事をお願いできますか？

様々な部品組立や
縫製(ミシン)など、
手作業が必要な
内職のような作業



ビル・マンション等、
共有部分のトイレ清掃や
草刈り・園芸などの作業



チラシや名刺などの印刷、
点字名刺への加工作業



データ入力や集計、
テープ起こしなどの
情報処理作業

袋詰めやシール貼り、
バリ取りなどの作業



さまざまな仕事をサポートします！

斡旋料
無料！

ご依頼方法(作業開始までの流れ)

相談

山形県共同受注センターに
相談ください！
一緒に作業の仕様を決める
お手伝いを致します。

*山形県共同受注センターは、山形県から委託を受けて、(一社)山形県経営者協会が運営する組織です。受注業務の斡旋・仲介等の窓口になります。

募集

登録されている障がい者施設
に募集をかけます。

*作業内容によっては、応募が無い場合もございます。ご了承ください。



開始

募集に応じた障がい者施設と
契約し、業務を開始して
いただきます。

*スムーズに開始できるよう、
山形県共同受注センターが
サポートします。



お問い合わせ

山形県共同受注センター

(山形県経営者協会内)

TEL : 023-616-7188

E-mail : yamagata-kjc@biscuit.ocn.ne.jp

<https://yamagata-kjc.net/>



販売会やイベントにも出店できます！

地域の福祉施設が作った
食品(お菓子、パン等)や雑貨などを販売できます。
販売会を通じて、地域貢献・交流をしてみませんか。



「もっと知つて！」

Welcome!

ほじよ犬

もっと知つてほじよ犬[txt形式]



活躍する ほじよ犬のご紹介!

ほじよ犬とは…

ほじよ犬は、目や耳、手足に障害のある方をサポートする「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のこと。障害のある方が自立と社会参加をするための大切なパートナーです。

身体障害者補助犬法に基づき、必要な訓練を受けています。

また、ユーザーはほじよ犬の衛生・行動管理をしっかり行っているので、社会のマナーを守り清潔にしています。



ユーザーがほじよ犬を同伴して施設等を利用する際には、いつでもほじよ犬であることを示せるように、犬種、認定番号、認定年月日等を表示しています。

困っている様子を見かけた際は……

ほじよ犬を同伴していても、みなさまのサポートを必要とする場面があります。もし困っている様子を見かけたら、「何かお手伝いしましょうか?」などのお声掛けや筆談で、コミュニケーションをとってください。

何か

お気づきの際は……

ほじよ犬が通路をふさぐ等の状況をユーザーが気付いていない場合もあります。何かお気づきの際には、ユーザーに伝えてください。

お問い合わせ

- ▶ ほじよ犬の同伴や使用に関する苦情相談・お問い合わせ先
各都道府県・政令指定都市・中核市の障害福祉担当課
- ▶ 厚生労働省ホームページ
身体障害者補助犬(関係法令やガイドライン等)



2020年版

1 盲導犬



2 介助犬

手や足に障害のある人の日常生活活動を作をサポートします。物を拾って渡したり、指示したものを持ってきたり、脱衣の介助などを行います。"介助犬"と表示しています。



3 聽導犬



聞こえない、聞こえにくい人に必要な生活音を知らせます。玄関チャイム音、メールやFAX等着信音、赤ちゃんの泣き声、車のクラクション等を聞き分け教えます。"聴導犬"と表示しています。

健康と清潔

ユーザーは、獣医師の指導を受けながら、ほじよ犬の体調や衛生・行動の管理をしっかり行い、健康と清潔を保っています。ほじよ犬には、食べ物や水等を与えないようにしましょう。

しょくじ
食事

決められた 食事と水の量

食事・飲水の時刻と量を決めることで、排泄の時刻や健康を管理しています。

ブラッシング ブラッシングと シャンプー

毎日のブラッシングと、定期的なシャンプーを行い、清潔を保っています。ときに、洋服やケープを着せ、抜け毛を防止しています。

トイレ

一定の生活リズム に合わせた排泄

ほじよ犬の体調に合わせて、指示した場所で排泄をするようマナーを守っています。

けんしん
検診

定期的な 予防接種と検診

衛生を確保するため、健診断は年に2回以上、検便や血液学的検査は年に1回以上実施。「身体障害者補助犬健康管理記録」をつけています。

移動と施設利用

ユーザーはほじよ犬とともにさまざまな交通機関や公共施設を利用します。ほじよ犬はユーザーの指示がとても大切なことで、ほじよ犬に対して、話しかける、じっと見つめる、触る等の気を引く行為は避けましょう。

こうつうきかん
交通機関でんしゃ
電車・バス・タクシー

シートなどを汚さないように足もとでしづかに待機します。

こうきょうしせつ
公共施設しょうぎょうしせつ
商業施設・飲食店・びょういん
病院・ホテル

導線を確保し、大人しくテーブルの下や椅子の側などで待機します。



ほじよ犬への接し方

- 食べ物を与えないようにしましょう。
- 気を引く行為は避けましょう。
- 温かく見守りましょう。



補助犬法

ほじよ犬は「身体障害者補助犬法」に基づき訓練・認定されています。ユーザーは衛生・行動管理に責任を持って社会参加しています。受け入れる施設には、法律に基づき、ほじよ犬の同伴を受け入れる義務があります。

身体障害者補助犬法 解説

目的／良質な補助犬を育成して、障害のある方の自立と社会参加の促進に寄与することを目的とした法律です。(法第1条)

定義／補助犬は、認定を受けた「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」の3種類の総称です。(法第2条)

訓練・認定／定められた訓練施設において、障害のある方の状況に応じた訓練を行い、良質な補助犬を育成し、指定された法人により「認定」を受けています。(法第3、16条)

使用者／補助犬を同伴して施設等を利用するときは、補助犬である旨を表示しています。また、使用者は自ら補助犬の行動を適切に管理し、補助犬の体を清潔に保っています。(法第12、13、22条)

施設等の利用／不特定多数の人が利用する施設等では、使用者が補助犬を同伴することを拒むことはできません。(法第7、8、9条)

けんこうけいはつほじよ犬のいっぽ
障害者差別解消法について

障害を理由とする差別の解消を推進

●「不当な差別の取扱い」とは

障害があるということだけで、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為は禁止されています。

●「合理的配慮」とは

障害のある方などから何らかの配慮を求める意思の表示があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮。

詳しくは内閣府ホームページ「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)」をご参照ください。

障害のある方の 社会参加を広げるために!

目や耳、手足に障害のある方をサポートする「ほじよ犬」は、社会参加に欠かせない大切なパートナーです。障害のある方が日々の暮らしをよりよく過ごせるような社会の実現を目指しています。皆様のご支援とご協力のほどどうぞよろしくお願いします。

